

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇監査公告 目次
昭和二十九年年度獎徳学校ほか五箇所の定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第二百二十八号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和二十九年度に係る獎徳学校、養老院、積善学園、身体障害者更生指導所、身体障害者更生相談所並びに皆成学園の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和三十年九月三十日

鳥取県監査委員 松本利治
同 山本四郎
同 近藤傳一

同 大西節夫
監査箇所 執行年月日

獎徳学園 昭和三十年八月十日

養老院 同 年八月十八日

積善学園 同 年八月二十二日

身体障害者更生指導所 同

身体障害者更生相談所 同 年八月二十四日

皆成学園 同 年九月五日

獎徳学校 昭和三十年八月十日監査

監査委員 松本利治

同 山本四郎

同 近藤傳一

監査概況

一 本校は特殊児童を收容し教護に当つてゐるが、その運営は容易でない。特に教護、教母等職員配置及び休職者の取扱措置、療舎の合住等、日常教護上支障をきたす面も少なくないようであるが、これらの問題について

ては前回にも指摘した通りであつて、県当局の適切な措置が望ましい。

二 特殊児童の保護が一部の児童に局限されることのないよう自立能力の早期確立に努めることが必要である。特に收容施設の拡充整備については、前回監査にも指摘した通りで、主管当局は、三十年代において一部施設を拡充し、收容定員の増加を図る予定で努力し、目下政府と接渉中のものであつたが、最近これらの問題は激増する傾向にあつて既に校外には、多数の児童が本校入学を待機している実情に鑑み施設の收容能力の關係もあろうが、前項指摘した運営上の隘路を速やかに打解し、児童の自立能力を早期確立し、更にこれが交替の促進を図るよう教護業務の効率的運営に一層努力を望む。

三 関係機関の協力により本年度において講堂の竣工を見たことは喜ばしい。しかしながら内容充実、特に教材用器具機械等について、未だ不完備であるので県当局は逐次内容充実に努力されたい。

四 最近対象児童の増加及び、悪質化については既述した通りであるが、これら特殊児童匡救のため、職業指導施設及び善導化に対する機構の充実強化を図ることが急務であると認められるので、関係機関と緊密に連携し、をとり考究善処されたい。なおこの点主管当局においても格別の配慮を望む。

五 経理出納その他の事務について次の点留意されたい。
1 收容児童に対する給食人員の実数は明確に区分の上は、握整理すること。
2 農場生産物は一括児童の給食用に転用しているが、その処分状況を明確にして置くこと。
3 講堂新築によつて旧講堂私下処分すべく決定しているようであるが今後の増築計画と勘案して適切な措置を行うこと。

養 老 院 昭和三十年八月十八日監査

監査委員 山本 四郎

監査概況

やく賄つている状況であるが、最近における経済状況の影響を受け、各地域社会よりの援助も逐次減少の傾向にあり慰問金品の活用については特に慎重を期されたい。なお県当局においても經常経費の予算措置につき一層配意すべきものと認めた。

四 経理出納その他の事務は概ね良好と認めた。

積 善 学 園 昭和三十年八月二十二日監査

監査委員 松本 利治
同 山本 四郎
同 大西 節夫
同 近藤 傳一

監査概況

一 本園は児童福祉施設として、盲、ろうあ児を收容し、保護並びに指導に園長以下努力しているけれども、特殊児童の精神的、身体的、生活的な保護指導は容易でなく、その労は察するに余りあるものがあるが、児童福祉のため一層の精進を期待する。なお本施設は、盲、

一 本院は老人の福祉の向上を図るための保護施設であり、監査時において五十八名(男三十一名、女二十七名)を收容している。院長外五名(臨時職一名欠員)の職員をもつて前記目的に努力している。なお本院は生活保護法による施設であり收容者一人当りの措置費は月額一千七百十円で、かかる僅少な法定措置費では運営に困難を生ずる実情と見受けられるので、收容者に適する内職指導及び菜園等についても検討されたい。

二 在院者は老令(平均男女共、七十三才)にしてほとんどが身寄りのないものであり、收容者の中に相当数の老人性疾患者(心臓病、高血圧、神経痛、ぜん息等)がある。本年六月一日に看護婦一名の配置を得、また診療室の増設をみたのであるが、更に休養室の新設及び炊事場拡張改造が必要と認めた。なお羽合町簡易水道の新設に伴い少額の経費で本院に配水施設が完備したことは結構である。

三 在院者の措置費については、前記にも述べた通りであつて、各種団体からの慰問金品その他により、よう

ろう学校との間の関連性が深いので、双方とも一層緊密な連携、いとり事業効果を挙げるよう努力されたい。

二 該当児童の増加に伴つて施設設備の拡充の要を認められた。本施設は鳥取火災により焼失し、原形復旧の形で復旧したのであるが、特殊児童の義務教育制、或いは一般の認識によつて收容児童も逐年増加の傾向にあり、既に現在收容定員九十名を突破し、百十六名收容しているが、施設設備に限度があり、收容不能として、盲、ろう学校寄宿舎に十四名收容依頼している実情であるので本施設の拡充は急務と認められ、なお盲、ろう児童は教護指導の關係上、各々別棟に收容するのが適当と思はれるので、県当局は政府に対し拡充方要請に努力されたい。

三 施設設備に対する維持管理費の予算的措置について当局の配意が望ましい。本施設は火災後、恒久構造物になつたのであるが、これに対する二十九年度維持管理費は僅か果費十五万余円計上し、このほか措置費により辛うじて維持を図つてきているが、三十年度は

果費を全額打切られ、措置費のみで運営しなくてはならない状況にあるので、浄化槽、ボイラー、電気給水等設備に対する最低限の維持経費は果費で配慮するよう關係当局の措置を望む。

四 経理出納その他の事務について次の点留意されたい。

1 弁償金未收(法対象外者五人分) 一万四千七百八十円及び過年度未收金一万四千八百七十二円(二人分)の徴收整理について一層努力すること。

2 給食人員の掌握は、措置費との關係があるので厳格にすること。

3 給食關係出納簿は、現実に即するよう定期に棚卸し、その結果を明記しておくこと。

身体障害者更生指導所 昭和三十年八月二十二日監査

監査委員 松 本 利 治

同 山 本 四 郎

一 当所は本年度第三期生として、肢体不自由者二十名

監査概況

を收容し、ラジオ、孔版、洋裁の各科による職業技能の補導訓練を行うとともに、運動療法、作業療法及び生活指導によつて收容生の生活能力の向上を図るため所員一体となつて努力しているが、専門的な指導要員が欠けやむなく囑託医師、或いは福祉司の兼任等によつて辛うじて業務を運営し、職業指導にあつても臨時的任用職員に依存する等、職員の指導体制についての当局の配意が不十分と認められた。

二 当所関係予算の執行状況を見ると、予算の編成及び財源の確保につき、県当局において考究または一層努力すべき点が指摘される。すなわち、人件費は県職員費二百二十四万七千余円支出しているが、この財源として国庫支出金一百六万二千余円予算計上してあるのに対し、交付基準額の八割補助額七十八万四千円収入となつており歳入不足である。また運営費について見るに議決予算額二百五十九万一千余円のところ、主要財源である国庫支出金予算一百七十七万二千余円に対し扶助費及び施設運営費補助合計四十七万九千円交

付されたに過ぎず一百二十九万三千余円減収となつていゝる。このため運営費を極度に抑制する一面生産収入の増加を余儀なくし当所運営を困難にしている向がうかがわれしかも純果費負担を増加する(所生一人当り八〇、六二三円―一、一五、二七七円)結果となつていゝるので、予算見積に一層適確にし計画執行し得るよう国庫支出金交付基準の改訂についても当局の努力が肝要と認められた。

三 附設義肢修理所の運営は、逐年利用が増加するにつれて内容も漸く充実し、最近是新資材による製作技術の研究改善も行い、工場内における業務は伸長しているが、補装具の補給に時日を要し、県外民間業者に依頼できないようである。これらは公益機関として慎重に検討すべきであるので、機動力、或いは経費を配当し、随時巡回補給及び指導し得るよう当局の配意を望む。

四 職業指導は肢体健全者に比し極めて困難なものがあると認めるが、指導過程において生産収入を確保する

ために殊に年度当初より生産をあげている実情であつたことは、本来の目的から見て根本的に考究すべきである。例えばラジオ科において指導課程に比し高度の技術を要する製作を行つてゐる等も、主として受託製作によるためではあるが、いきおい指導員の勤務過重を強いる結果となつており、生産と指導との調整につき留意を要する。また、各期修了生の就職状況は当所の斡旋努力もあり良好成績であるが最近離職者が増加する傾向にあるので、これが対策としても当所の余裕施設を利用して補修指導を行い併せて生産に当らせることが、効率的と思考するので研究の上善処されたい。

五 経理その他事務の処理は概ね適正と認められたが、年度初期の処分に係るラジオ代金九千余円外一件が出納閉鎖期までに収納されていないので早急に整理されたい。

身体障害者更生相談所 昭和三十年八月二十四日監査
 監査委員 松 本 利 治
 同 山 本 四 郎

監査概況

一 当所は身体障害者更生指導所と併設され所長は兼務であり、また、予算の執行並びに経理出納事務も指導所において処理してゐる。当所個々の予算額は極めて少額であつて、独立的に運営することは到底望み得ない状況にあるので、兩所の業務は性質を異にするけれども関連する部面があり有機的に運営してゐるものと認められた。

二 昭和二十九年年度相談取扱件数は一六三件、判定取扱件数一〇〇件で、ともに前年度に比べ進張が認められるが前回も指摘した如く専任判定員の設置が緊要である。

三 本年五月一日指導所と分離独立し、専任所長のもとに所員三名を置き業務運営に當つてゐるが、予算的及び人的配置の面から考察するに妥当な措置と認め難いものがある。なおこの点については監査後再び指導所に併設復帰してゐる。

皆成学 園

昭和三十年九月五日監査
 監査委員 松 本 利 治
 同 大 西 節 夫

監査概況

一 本学園は知的欠陥、智能の低劣等の精神薄弱児童七十七名を收容保護しており、園長以下十四名の職員は児童と生活を共にし、異常原因たる疾患の治療、児童心理の把握、特徴の発見並びに適性指導、健康増進等心身機能の向上に全力を傾注しておりその運営は円滑と認められた。

二 児童家庭寮舎は、児童福祉施設の根幹となるものであるが、女子寮を除く四寮は旧教室を応急的に改造したものであつて家庭的雰囲気乏しく、最低基準に對し極めて狹隘であり、かつ、附属施設との関連性に考慮が欠け不便を生じてゐる。特に精神薄弱児において必要を痛感される落付いた気持を与へる環境即ち安定感を与へる施設整備につき当局の配慮が望ましい。また本園の特殊事情により治療室、靜養室等の特別保護寮

の設置が必要と認められる。なお給水施設は不完全で不潔物の流入も予想されるので、プールの防火貯水等も兼ね水道施設を整備させるよう主管課の善処を望む。

三 本園に義務教育課程設置の問題は地元市教育委員会と相当程度の諒解を得たが、教員二名の配置問題で頓挫したのは遺憾である。県教委は或る程度地元教委の要望を容れ速やかに本問題の解決を見るよう配慮することが望ましい。

四 経理出納その他の事務の処理は適正と認められた。